

# 第46回 JAS 製材品普及推進展示会実施要領

## 1. 目的

JAS 製材品は、品質・性能が保証されたものであり、建築・設計等の需用者ニーズに対応した信頼される製材品である。

この JAS 製材品の普及を図るため JAS 製材品普及推進展示会を開催し、JAS 製材品の流通の拡大と需要者・消費者への普及を図り、もって製品品質の改善、生産技術の向上・合理化、取引の単純公正化及び消費の合理化を進めることとする。

## 2. 主催

一般社団法人全国木材組合連合会、一般社団法人全日本木材市場連盟及び一般社団法人全国木材市売買方組合連盟の共催とする。

## 3. 後援

農林水産省食料産業局、林野庁、開催地の都道府県の予定

## 4. 協賛

全国木材検査・研究協会、開催地区関係団体

## 5. 実施事項

- (1) 三大都市（首都圏、中京圏、近畿圏）及び主たる地方都市における市場で、JAS 製材品普及推進展示会を開催し、当該製品の展示・普及を行う。
- (2) 開催の各木材市場は、特定日を定めて JAS 製材品の展示・即売会を行う。
- (3) 主催者は農林水産祭参加の主旨の理解を深めること及び積極的に出品するよう各団体傘下の事業所に対して十分周知徹底する。
- (4) 開催の各木材市場は、関係都道府県木連等と協調し、JAS 製材品の集荷及び展示に努める。

## 6. 実行委員会等の設置等

展示会を円滑、かつ、効果的に推進するため、関係業界団体及び関係木材市場の担当者を委員とし、また、関係行政機関の担当者をオブザーバーとして委員会を設置し、次の事項を行う。

- (1) 展示会の運営方法等について協議決定する。
- (2) 展示会出品者の表彰に係る総合調整を行う。
- (3) 審査委員会の委員の人選を行う。

## 7. 審査結果の公表等

別に定める審査要領に基づき審査した結果により入賞者の公表を行う。

## 8. 賞状の授与

賞状の授与は次の方法により行うものとする。

- (1) 農林水産大臣賞、農林水産省食料産業局長賞及び林野庁長官賞は、特定日を定め別途行う。
- (2) (一社)全国木材組合連合会会長賞、(一社)全日本木材市場連盟会長賞及び(一社)全国木材市売買方組合連盟会長賞は、次の方法により行う。
  - ア. 入賞者の賞状は、(一社)全国木材組合連合会で取りまとめ、関係都道府県木連会長等に送付する。
  - イ. 関係都道府県木連会長等は、開催市場と相談の上、賞状授与記念市を開催し、その記念市において授与する。

## 9. 展示会場

審査予定月日 展示予定月日	予 定 会 場		目標展示数量
9月 5日(水) 9月 6日(木)	中国・四国	株式会社 津山総合木材市場	1,000m <sup>3</sup>
9月 6日(木) 9月 7日(金)	東海・北陸	株式会社 東海木材相互市場 大口市場	1,800m <sup>3</sup>
9月 25日(火) 9月 26日(水)	関東・北陸	東京中央木材市場株式会社	1,000m <sup>3</sup>
10月 10日(水) 10月 11日(木)	関東・東北	丸宇木材市売株式会社 北浜市場	1,000m <sup>3</sup>
12月 10日(月) 12月 11日(火)	九州	株式会社 肥後木材株式会社	1,000m <sup>3</sup>

# JAS 製材品普及推進展示会出品要領

## 1. 規格及び表示

- (1) 「製材の日本農林規格（構造用製材、造作用製材、下地用製材、広葉樹製材）」及び「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（甲種枠組材、乙種枠組材、MSR 枠組材）」に該当する製材品とする。
- (2) 所定の表示（樹種、JAS マーク、品等、寸法及び製造業者名）を行うとともに、特に商品価値の向上等信頼される製材品の生産に努めるため、次の点について留意すること。
  - ア 刷込み又はラベルによる表示の順列及び表示位置を一定にすること。
  - イ 乾燥材については、規格に定める表示がされていること。

## 2. 申込

この展示会に出品しようとする者は、展示会開催日の2週間前までに出荷数量（構造用製材、造作用製材、下地用製材、広葉樹製材、甲種枠組材、乙種枠組材、MSR 枠組材別）を出荷先の木材市場に申込み連絡すること。

開催木材市場は、その結果を取りまとめ、10日前までに(一社)全国木材組合連合会に提出するものとする。

## 3. 出荷

- (1) 搬入先 展示会を行う市場とする。
- (2) 受付期間 各市場の展示会開催日の2日前とする。
- (3) 発送の注意
  - ア 搬入の際は展示品と明示すること。
  - イ 展示会開催受付期間以降に搬入された時は、展示品として取扱わない。

## 4. 展示方法

展示の方法は、市場ごとに決めること。

なお、次の審査要領に基づく審査において特に優秀な成績で入賞したものについては、更に出品材の写真及び関係資料の整備を行うこと。

## 5. 出品量

出品定量は5m<sup>3</sup>以上とする。ただし、造作材については1m<sup>3</sup>以上とする。

# JAS 製材品普及推進展示会

## 出品要領の細部取扱について

出品要領の項目 4 (展示方法) の「なお書」については、下記により整備する。

### 1. 出品材の写真整備について

- (1) 出品材の全景
- (2) 出品材の部分的写真 (4 材面又は 2 材面)  
(特にひき肌、表示等を鮮明に撮影したもの)
- (3) その他特に記録する必要があるもの

なお、写真は総てカラー写真とし、サイズはサービス判 (8.0cm×11.5cm) 以上とする。また、ネガ又は電子ファイルは総て保存すること。

### 2. 出品材の資料整備について

- (1) 樹種、材種、等級、乾燥度、寸法
- (2) 生産者の所在地 (TEL 又は FAX も付記)、会社名、代表者名
- (3) 産地及び樹齢
- (4) 出品量
- (5) 生産工程 (原木搬入から出荷までの経過 (期日))
- (6) その他特に記載しておく必要のある事項

# JAS 製材品普及推進展示会表彰審査要領

JAS 製材品普及推進展示会実施要領に基づく表彰については、次のとおり定める。

## 1. 審査の対象

審査の対象は、「製材の日本農林規格」及び「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」に基づき、JAS マーク等適切に表示されたものに限る。

## 2. 審査の方法

- (1) 審査委員長及び審査委員は、実行委員会において人選し、主催者代表が委嘱する。
- (2) 審査委員は、審査委員長の指示に従い審査基準に基づき各項目ごとに厳密な審査を行い、審査委員長に報告する。
- (3) 成績の順位は、開催地域ごとに審査委員会において決定し、審査委員長がその順位を公表する。
- (4) (3)の公表結果に基づき、実行委員会において総合調整審査を行い、各賞を決定し、その結果を公表する。

## 3. 表彰に対する基準

出品製材品を甲種構造材の部、乙種構造材の部、造作材の部、下地材の部、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の部（甲種枠組材、乙種枠組材、MSR 枠組材）とし、それぞれの製材品の良否等により、特に優秀なものについては、農林水産大臣賞 4 点以内、優秀なものについては、食料産業局長賞 12 点以内及び林野庁長官賞 16 点以内、良好なものについては(一社)全国木材組合連合会会長賞 16 点以内、(一社)全日本木材市場連盟会長賞 16 点以内、(一社)全国木材市売買方組合連盟会長賞 16 点以内を交付するものとする。

## 4. 審査項目と採点数

原則として、次に掲げる項目により審査するものとし、それぞれの基準により採点するものとする。

ア 製材規格による計量の良否	20 点
イ 製材技術の良否	10 点
ウ 表示と結束の良否	15 点
エ 品等（品質、性能）の良否	15 点
オ 乾燥の良否	20 点
カ 工場における出荷材のうちの J A S 格付実績	10 点
キ JAS 製材品の木材市場への出荷実績	10 点
(合計)	(100 点)

## 5. 審査基準

別に定める「審査項目と採点の細目」による。

## 6. 総合調整審査

4の審査において特に優秀なものについては、次に掲げる項目により総合調整審査をするものとする。

- ア これまでの JAS 製材品普及推進展示会における出品量、入賞実績について。
- イ 出品者が乾燥等付加価値性能向上に対する技術及び経営が水準以上で、出品材以外の製材品もおしなべて品質に均一性があり優れていることについて。
- ウ 年間生産量が安定し、日頃から JAS 製材品の生産に対する取組みが優れ、JAS 製材品の格付け量が前3ヶ年にわたり水準以上であることについて。
- エ JAS 製材品の木材市場への出荷量の実績について。
- オ 地域における模範となる生産者であり、団体活動、技術開発、経営改善等を通じて、地域の木材産業発展に顕著な業績があることについて。

## JAS 製材品普及推進展示会表彰審査委員

- 委員 日本木材加工技術協会会長  
// 開催地の県担当課長  
// 全国木材組合連合会副会長  
// 全日本木材市場連盟専務理事  
// 全国木材市売買方組合連盟理事  
// 開催地の都府県木（協）連会長  
// 市売問屋協同組合連合会会長  
// 開催市場の長  
// 開催地区の集荷問屋協同組合理事長  
// 開催市場の集荷問屋協同組合理事長  
// 開催地区の買方組合の長  
// 開催市場の買方組合の長

### オブザーバー

- 農林水産省食料産業局食品製造課課長補佐  
林野庁林政部木材産業課課長補佐  
林野庁森林整備部研究指導課研究企画官  
開催地区の農林水産消費安全技術センター規格検査課長  
開催地の森林管理局資源活用課長

## JAS 製材品普及推進展示会審査項目と採点の細目

審査は、審査委員長の指示に基づき、厳格に行うものとする。

なお、

- ・横積みされた製品については、必要に応じて解梱したのち審査する。
- ・形量、品質、乾燥については、出品製材品からランダムに5本抜き取って審査する。

### 1. 製材規格による計量の良否(20点)

計量の測定は、断面寸法についてはノギスを用い、材長については鋼鉄製巻尺を用い測定し、下表により減点する。

(減点の上限は20点とし、それ以上の減点を行わない。)

(1) 断面寸法 (減点数は1本あたりで表示)

1) 針葉樹の人工乾燥処理製材

① 構造用製材

区 分		寸法マイナス (mm)	減点数	寸法プラス (mm)	減点数	
断 面 寸 法	仕 上 げ 材	75 mm 未満	0	0	0 以上 1.5 以下	0
			0 を超える	20	1.5 超える	3
	75 mm 以上	0	0	0 以上 2.0 以下	0	
		0 を超える	20	2.0 超える	3	
	未 仕 上 げ 材	75 mm 未満	0	0	0 以上 1.5 以下	0
			0 を超える	20	1.5 超える	3
		75 mm以上 105 mm未満	0	0	0 以上 2.0 以下	0
			0 を超える	20	2.0 超える	3
		105 mm 以上	0	0	0 以上 5.0 以下	0
			0 を超える	20	5.0 超える	3

※ SD15 の寸法マイナスは、 $-0.5$  mm 以下は減点をしない。



②造作用製材

区 分		寸法マイナス (mm)	減点数	寸法プラス (mm)	減点数	
断 面 寸 法	仕上げ材	75 mm 未満	0	0	0 以上 1.0 以下	0
			0 を超える	20	1.0 超える	3
	75 mm 以上	0	0	0 以上 1.5 以下	0	
		0 を超える	20	1.5 超える	3	
	未仕上げ材	75 mm 未満	0	0	0 以上 2.0 以下	0
			0 を超える	20	2.0 超える	3
75 mm以上 105 mm未満		0	0	0 以上 3.0 以下	0	
		0 を超える	20	3.0 超える	3	
105 mm 以上	0	0	0 以上 5.0 以下	0		
	0 を超える	20	5.0 超える	3		

※ SD15 の寸法マイナスは、-0.5 mm 以下は減点をしない。

③下地用製材

区 分		寸法マイナス (mm)	減点数	寸法プラス (mm)	減点数	
断 面 寸 法	仕上げ材	75 mm 未満	0	0	0 以上 1.0 以下	0
			0 を超える	20	1.0 超える	3
	75 mm 以上	0	0	0 以上 1.5 以下	0	
		0 を超える	20	1.5 超える	3	
	未仕上げ材	75 mm 未満	0	0	0 以上 2.0 以下	0
			0 を超える	20	2.0 超える	3
75 mm 以上		0	0	0 以上 3.0 以下	0	
		0 を超える	20	3.0 超える	3	

※ SD15 の寸法マイナスは、-0.5 mm 以下は減点をしない。

④ 甲種枠組材

区 分		寸法マイナス (mm)	減点数	寸法プラス (mm)	減点数
断 面 寸 法	寸法型式 104、 106、203、204 205、206、208 210、212、304 306、404、406 又は 408	1.5 以下	0	1.5 以下	0
		1.5 を超える	20	1.5 を超える	3

⑤ 乙種枠組材

区 分		寸法マイナス (mm)	減点数	寸法プラス (mm)	減点数
断 面 寸 法	寸法型式 203、 204、205、206 304、306、404 406 又は 408	1.5 以下	0	1.5 以下	0
		1.5 を超える	20	1.5 を超える	3

⑥ MSR 枠組材

区 分		寸法マイナス (mm)	減点数	寸法プラス (mm)	減点数
断 面 寸 法	寸法型式 203、 204、206、208 210 又は 212	1.5 以下	0	1.5 以下	0
		1.5 を超える	20	1.5 を超える	3

2) 針葉樹の人工乾燥を施していない製材(天然乾燥処理材を含む。)

① 構造用製材

区 分		寸法マイナス (mm)	減点数	寸法プラス (mm)	減点数
断	75 mm未満	0	0	0 以上 2.0 以下	0
		0 を超える	20	2.0 超える	3
面	75 mm以上 105 mm未満	0	0	0 以上 3.0 以下	0
		0 を超える	20	3.0 超える	3
寸	105 mm以上	0	0	0 以上 5.0 以下	0
		0 を超える	20	5.0 超える	3
法					

② 造作用製材 ③ 下地用製材

マイナスは 1 本につき 20 点減点とし、プラスは減点しない。

④ 甲種枠組材

区 分		寸法マイナス (mm)	減点数	寸法プラス (mm)	減点数
断	寸法型式 104、 106、203、204 205、206、208 210、212、304 306、404、406 又は 408	1.5 以下	0	1.5 以下	0
		1.5 を超える	20	1.5 を超える	3
面					
寸					
法					

⑤ 乙種 枠組材

区 分		寸法マイナス (mm)	減点数	寸法プラス (mm)	減点数
断 面 寸 法	寸法型式 203、 204、205、206	1.5 以下	0	1.5 以下	0
	304、306、404 406 又は 408	1.5 を超える	20	1.5 を超える	3

⑥ MSR 枠組材

区 分		寸法マイナス (mm)	減点数	寸法プラス (mm)	減点数
断 面 寸 法	寸法型式 203、 204、206、208	1.5 以下	0	1.5 以下	0
	210 又は 212	1.5 を超える	20	1.5 を超える	3

3) 広葉樹製材

マイナスは 1 本につき 20 点減点とし、プラスは減点しない。

(2) 材長については、マイナスは 1 本につき 20 点減点とし、プラスは減点しない。

**2. 製材技術の良否(10 点)**

ひきむら、ひき肌、ひき曲り等による減点

各項目ごとにその程度により減点各 1~2 点とする。

**3. 表示と結束の良否(15 点)**

① 樹種名、等級、寸法、生産者名の表示及び J A S 表示の位置等不完全なもの減点 1~15 点とする。なお、表示が荷口の大半において不完全なもの及び個別表示を必要とするもので代表表示のみものは審査対象外とする。

- ② 表示は、刷り込み板による表示又はラベルによる表示とするが、字体の配列鮮明度の程度により減点1～5点とする。
- ③ 結束ものの結束位置及びその緊張度の程度によって減点1～5点とする。

#### 4. 品等(品質・性能)の良否(15点)

表示等級との適合性の品位(欠点の有無)の程度による総合判断によって減点1～15点とする。

#### 5. 乾燥の良否(20点)

人工乾燥処理製材又は、天然乾燥処理製材であることを表示した製品が5m<sup>3</sup>以上(ただし、造作材は1m<sup>3</sup>以上)であり、かつ、審査した製材品のすべてが次の基準に該当する場合に加点する。

区 分		表 示		
		D 25	D 20 SD20	D 15 SD15
構造用 製 材	仕上げ材	-----	20%以下	15%以下
	未仕上げ材	25%以下	20%以下	15%以下

区 分		表 示	
		D 18 SD18	D 15 SD15
造作用 製 材	仕上げ材	18%以下	15%以下
	未仕上げ材	18%以下	15%以下

区 分		表 示	
		D 20 SD20	D 15 SD15
下地用 製 材	仕上げ材	20%以下	15%以下
	未仕上げ材	20%以下	15%以下

区 分		表 示	
		D 13	D 10
広葉樹製材		13%以下	10%以下

区 分		表 示	
		乾燥材	
甲種枠組材、乙種枠組材、MSR 枠組材		19%以下	

区 分		表 示	
		乾燥処理(天然)	
天然乾燥処理製材		30%以下	

## 6. 工場における出荷材のうち JAS 格付実績(10点)

生産量に対する格付実績比率（前年度）による減点  
（生産量は、出品した認証品目の生産量とする）

格付実績 (%) 生産量 (m <sup>3</sup> )	0	1～ 29	30～ 39	40～ 49	50～ 59	60～ 69	70～ 79	80～
2,000 以下	10	8	6	4	2	1	1	0
2,001～4,000	10	7	5	2	1	1	0	0
4,001 以上	10	6	4	2	1	0	0	0

ただし、格付数量が 5,000m<sup>3</sup> 以上については、上記表の格付実績比率に係らず減点をしない

## 7. JAS 製材品の木材市場への出荷実績(10点)

出品者が年間を通じて JAS マーク表示荷口を木材市場に出荷した前年度の当該市場への出荷回数による減点

当該市場へ の出荷実績 (出荷回数)	0	1～3	4～5	6～7	8～9	10～
減点数	10	8	6	4	2	0

## 8. その他

出品量は 5m<sup>3</sup> 以上とし、定量を下回るものについては、審査対象外とする。ただし、造作材については 1m<sup>3</sup> 以上とする。